



令和5年度

中学校主権者教育推進事業

教育委員会 学務課

1. これまで

主権者教育推進事業は、これまでの「子ども議会開催事業」を見直し、令和5年度から実施した事業です。

これまでの子ども議会開催事業は、将来を担う子どもたちが「子ども議会」を体験することにより、身近な地方自治への興味、関心を高めるとともに、子どもの豊かな発想に基づく提言を市政に反映させることを目的に、各校の生徒代表による模擬議会の形式で実施してきました。

しかし、事業として次の課題がありました。

- (1) 子ども議会の事業目的に対し、隔年事業での開催であったこと。

さらには、子ども議会へ参加できる生徒は、各中学校とも2～3名程度

であり、学年全生徒が体験できず、これは公平な教育（事業）とは言え

ない。

- (2) 子ども議会を開催するまで、教育委員会事務局、学校による事務負担

が大きく、負担をかけた分の成果が得られていない。

2. 事業目的

このような課題に対し、いま、行政としてできる公平な教育の推進を図るため、「主権者教育」に着眼し、事業概要の見直しを図りました。

～主権者教育とは～

「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動

していく主権者を育成していくこと」とされており、子どもたちが政治や

社会のことに関心を持ち、それを「自分ごと」として考えたうえで選挙や

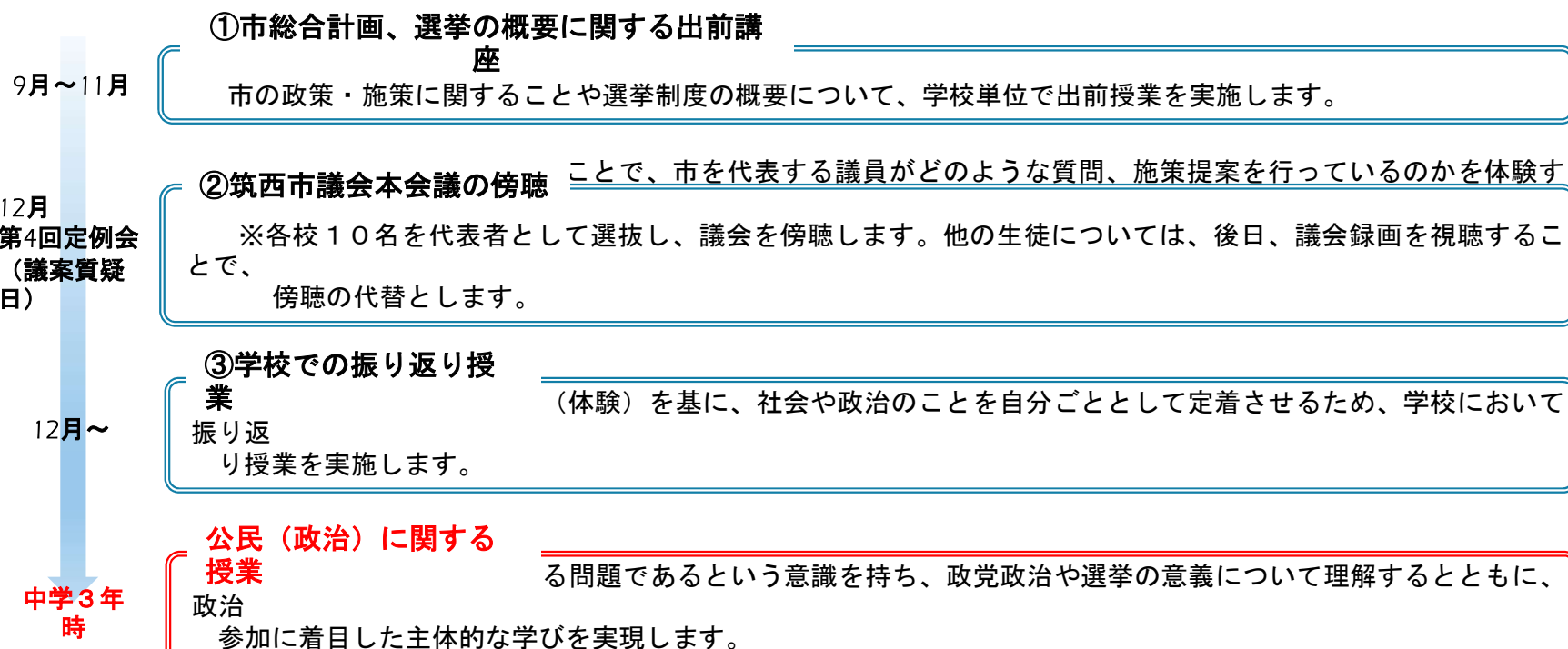
このことから

地域活動などに主体的に参加する態度を養う教育ということです。

中学校における社会科（公民）の授業の一環として、本市の政策・施策について学ぶ環境をつくるとともに、実際の市議会を傍聴し、市民を代表する市議会議員が本市の政策・施策に対し、どのような質問・提案を行っているのかを見聞し、身近な地方自治への興味・関心を高め、主権者としての自覚を身につけることを目的としました。

3. 事業概要

中学2学年を対象に、市の出前講座を活用し「筑西市総合計画の概要」及び「選挙の概要」などについて学び、その学習を経たうえで、議会を傍聴し、市長や議員の役割、行政における政策・施策の考えなどを感じる体験型授業を実施しました。



4. 結果・成果

①市総合計画、選挙の概要に関する出前講座



10月20日 関城中学校



11月9日 下館西中学校



11月15日 下館南中学校



11月24日 明野中学校



11月30日 下館中学校



12月5日 協和中学校

4. 結果・成果

②筑西市議会本会議の傍聴（第4回定例会：議案質疑日）



※議場内で傍聴生徒以外は、全員協議会室にて視聴（交代で傍聴）



※議会閉会后、議場内見学をさせていただきました。

4. 結果・成果

③学校での振り返り授業（12/14 協和中学生徒会選挙）



※立候補者による立会演説
した。）



学校の校則、環境改善、新たな取り組みなど自分の思いを主張していました。（素晴らしい演説で



※投票
した。）

立候補者の強い思いを聞き、それを自分事として考え、自ら判断して投票しました。（自分たちのリーダーを選びまし



4. 結果・成果

③学校での振り返り授業（12/15 関城中生徒会選挙）



※立候補者による立会演説 学校の問題を自分事と捉え、自分なりに考えた強い思いを主張していました。（見事な演説内容でした。）



※投票 自分たちのことです。真剣に考え、判断して投票していました。（自分たちのリーダーを選びました。）

5. 今後の方向性

生徒たちは、公職選挙法の改正により選挙権が18歳に引き下げられたことで、5年後には公職の選挙権を有する「有権者」となります。

本事業は、主権者教育を推進していく観点から、現実の社会的事象を取り扱い、生徒たちが実感をもって学べるよう計画しました。



この事業を通して

これから社会のことに参加していく生徒たちが、主権者としての自覚を身につけられるよう、工夫を凝らした教育（授業）を推進してまいります。

教育基本法

（政治教育）

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、**特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動を**
してはならない。

↑このことに抵触しないよう、細心の注意を払っていきます。